

疑義照会簡素化における合意書

恵佑会札幌病院と_____は院外処方箋における疑義照会の運用について、下記のとおり合意するものとする。なお、保険薬局での運用においては患者が不利益を被らないように、十分説明の上 同意を得られてから行うものとする

記

① 院外処方箋に関わる個別の処方箋への同意確認を不要とする項目に関して「疑義照会簡素化プロトコル」に基づき疑義照会不要例については、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意がなされた事項として取扱い、個別に処方医への同意確認を不要とする。

② 運用開始について

20 年 月 日から運用を開始する

③ 合意の解除及び内容の変更に関して

合意の解除及び内容の変更については、必要時に両社で協議を行うものとする。

以上

合意日20 年 月 日

医療機関名：恵佑会札幌病院

管理責任者： 印

薬 局 名：

住 所：

店舗責任者： 印